

#### 4 愛媛海区漁業調整委員会指示第 10 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、昭和 54 年 6 月 29 日次のとおり指示した。

昭和 54 年 7 月 6 日

愛媛海区漁業調整委員会会長 合 田 達

愛媛県海域においては、動力によって生ずる水流を利用して海底の土砂を掘り起こす方法を用いてする漁法により水産動物を採捕してはならない。